ＴＴＣマイカー山行の車両利用規定

2003.3.15　丹沢トレッキングクラブ

第１条　　目的

本規定は個人所有の自家用車を使用して山行を行う際、交通事故等のトラブル発生を未然に防ぐとともに、万一事故が発生してしまった際の損害費用負担等の処理を円滑に進めることを目的として定めるものである。

第２条　　適用対象

本規定はＴＴＣ主催山行に適用する。メンバ同士で個人的に実施する山行についても極力準用する。ただし、本規定にかかわらず、当該山行参加者間で合意した事項についてはこの限りではない。

第３条　　使用車両の条件

山行に使用する車両は以下の各項を満足していなければならない。

（１）　法定定期点検済みであること。

（２）　以下の基準を満たす任意自動車保険に加入していること。
対人補償：１億円以上、対物補償：５００万円以上、搭乗者補償：５００万円以上、運転者限定契約ではないこと。又、車両保険はすべての事故を保証するタイプに加入していることが望ましい。

（３）　気象、地形、その他のトラブルに対処可能な付属装置を装備していること（ブースターケーブル、牽引用ロープ、修理工具、スペアタイヤ、懐中電灯等。雪道または凍結道の走行が予想される場合は、スタットレスタイヤ、タイヤチェーン、スコップ等)。

第４条　　運転

車両の運転に際しては、以下の項目を厳守しなければならない。

（１）　道路交通法規を守り、安全運転、防御運転に徹すること。

（２）　疲労等により、安全運転が確保できない場合は、いかなる場合においても運転を直ちに中止し、安全運転が可能になるまで休憩をとるか運転者を交代すること。

（３）　こまめに休憩をとり、同一運転者が２時間以上連続して運転することがないこと。

（４）　運転交代要員を各車ごとに１名以上用意すること（単独の場合は除く)。

第５条　　費用負担

車両使用にかかわる費用は、同乗者間で均等に配分することを原則とする。

（１）　有料自動車道の料金、駐車料金：実費清算。

（２）　燃料代は以下の方法によって算出した金額を、車両所有者または燃料代支払い者に支払う。
燃費：公称排気量２リットル以上の車両では５ｋｍ／リットル、２リットル未満の車両では８ｋｍ／リットル。燃料単価は市価を参考に、ＴＴＣ世話人会において定める。総走行距離は概算値を用いる。ただし、燃料消費量が正確に計測できる場合においては、その数値にしたがって清算してもよい。

（３）　車両提供者への謝礼：走行距離１ｋｍあたり１０円を目安とした謝礼を支払う。総走行距離には、前項の概算値を用いる。

（４）　運転者への謝礼：１日当たり５０００円を目安とした謝礼を支払う。運手者が複数名の場合は、運転時間の割合によって、これを適宜按分する。

第６条　　交通違反･車両故障・交通事故への対応

交通事故等にかかわる損害補償費用のうち、自動車保険で賄える範囲を越える分については、同乗者の相互負担により処理することを原則とする。

（１）　スピード違反、一時停車、駐車違反等の道路交通法違反にかかわる反則金・罰金は原則として運転者の責任とする。ただし、同乗者のシートベルト未着装に関わる反則金・罰金の支払いは当該同乗者の責任とする。

（２）　車両故障にかかわる費用については、原則的に車両所有者の負担とする。ただし故障の原因が運転者又は同乗者の責任であることが明白な場合は、同乗者全員で均等に負担する。

（３）　交通事故等にかかわる費用については、自動車保険で対応することを基本とするが、その補償範囲をこえる費用が発生した場合については、運転者に著しく過失があると認められる場合のみ運転者の負担とする。それ以外の場合は、同乗者にて均等に負担する。

（４）　交通事故等によって同乗者が怪我等を負った場合の補償は、当該自動車が加入する自動車保険が補償する範囲内とする。また、車対車の交通事故にあっては、相手車加入自動車保険から支払われる補償金の範囲内とする。当事者並びに当事者の家族は、車両所有者または運転者に著しい過失があった場合を除き、それ以上の補償を車両保有者または運転者に要求しない。

（５）　交通事故等にかかわるメンバ間のトラブルの解決は、ＴＴＣの設立趣旨に則り、相互理解の精神を第一とし、わだかまりが残らないよう、十分話し合った上で処理すること。また、必要があれば、ＴＴＣ内にトラブル調停委員会を設立してその解決に当たるものとする。

第７条　　その他の事項

本規定に定めのない事項、並びに本規定では処理が困難な場合には、ＴＴＣ例会または総会において、あるいは、例会または総会の議決によって設立した専門委員会において、妥当な解決案を作成・提示する等により、ＴＴＣメンバの総意により解決に努力するものとする。

ただし、本規定に著しく違反して運用された場合、並びにその結果発生したトラブルについては、ＴＴＣとして一切関知しない。

第８条　　本規定の改廃

本規定の改廃はＴＴＣ例会または総会の議決によってなされる。

第９条　　本規定の適用開始日

本規定は２００３年３月１５日以降のマイカー山行から適用する。

改訂履歴

- 第６条（１）項に同乗者シートベルト未着装責任の項目を追記（2008.6.21）
- 第３条（２）項　車両保険の加入条件の文章を一部変更　　（2008.7.19）
- 第６条（２）項　車両故障は原則車両所有者の負担であることを明記。（2008.7.19）

以上